

医療機関用 団体サイバー保険

この保険は、富山県医師会を契約者とする団体契約です。
別途富山県医師会の団体医師賠償責任保険に加入いただいている場合のみ加入できます。

自動継続更新あり

サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因する損害の包括補償

顧客情報・機密情報
漏えい

システム・ネットワーク
停止

信用力・ブランド力
低下

団体割引 **20%**

申込締切日

2024年1月12日(金) 以降、随時中途加入可能

団体契約者

公益社団法人 富山県医師会

保険期間

2024年2月20日 午後4時から1年間

保険料取扱い

富山県医師信用組合もしくは北陸銀行の届出口座からの引き落とし
もしくは富山県医師信用組合専用口座へのお振込み

問い合わせ先

富山県医師協同組合 076-429-7185

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

取扱代理店：富山県医師協同組合

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。
したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとみなします。

医療機関用団体サイバー保険

インターネットを中核とする情報技術が企業・団体活動や社会生活に深く浸透することに伴い、医療機関の皆さまには、安全かつ安定したシステム・ネットワークの管理・提供や情報セキュリティの確保が求められています。

他方、ウィルスやハッキングによるサイバー攻撃により電子データの損壊や情報漏えいに関する被害、システム・ネットワークの不具合による経済的被害は拡大しており、事業者にとって情報システム・ネットワークに関するリスクマネジメントの重要性が高まっています。

2023年4月からはオンライン資格確認の導入が原則義務となりました。医療機関の皆さまの情報システム・ネットワークに関する有効なリスクマネジメントの1つとして、電子カルテなどの電子データの損壊・情報漏えい・ネットワークの使用不能等のサイバーセキュリティ事故により第三者から損害賠償を請求された場合やその際の喪失利益に備える包括的に補償する保険が

『**医療機関用団体サイバー保険**』です。



医療機関におけるサイバー攻撃被害例

①賠償責任を負担することによって生じる損害

例：院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、外部と不正な通信を行っていたことが判明。調査を行った結果、データベースに登録されている患者の個人情報漏えいした可能性があり、一部の患者から損害賠償請求を受けた。

②事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用

例：システム管理委託会社より不正アクセスを検知したという通報を受け、原因究明や影響範囲を調査したが、作業が難航したため、調査専門会社にフォレンジック調査を依頼した。

③利益損害・営業継続費用（オプション）

例：サイバー攻撃を受け、院内のサーバーがダウンしたことで、医療行為の提供が困難な状況となり、業務を一部停止した。それに伴い、喪失利益が発生し、また、業務を継続させるために、従業員が超過勤務をした場合の超過勤務手当等の費用が発生した。

サイバー事故発生



損害額(例)	外部の調査専門会社(セキュリティベンダー)に発生原因の究明と漏えいの可能性があるデータ範囲の特定を依頼するために、サーバー3台の調査を委託した。セキュリティベンダーの調査の結果、約3万人の患者の個人情報に対し、外部から不正にアクセスされた可能性があることが判明した。	約300万円
原因究明		

1. この保険は・・・

医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセス等のサイバー攻撃や情報漏えい等に起因する次の損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(注)ご加入後に発行する加入者証に記載された施設における医療業務、介護業務または付随業務に起因する事故のみ対象です。

2. お支払いする保険金は・・・

種類	詳細	加入タイプ(型)
①損害賠償金等 賠償責任を負担することによって生じる費用	提起された損害賠償請求について、医療機関(被保険者)が負担する損害賠償金、争訟費用等	
②費用保険金 事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用 1. 事故対応特別費用 2. サイバー攻撃対応費用 3. 情報漏えい対応費用 4. 法令等対応費用	1. 保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、医療機関(被保険者)が支出した情報漏えい対応費用、再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の超過勤務手当・臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、被保険者システム修復費用、データ復旧費用、法人謝罪対応費用等 2. サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用やネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用等(注1) 3. 情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、その対応のために医療機関(被保険者)が支出した認証取得費用・個人見舞費用・事故対応関連費用等の各種費用 4. 事故を医療機関(被保険者)が保険期間中に発見したことにより、医療機関(被保険者)が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを医療機関(被保険者)が知った場合において、それに対応するために医療機関(被保険者)が支出した法令等対応費用	
③喪失利益(利益損害) 【オプション】	ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた医療機関(被保険者)の利益損害	
④営業継続費用 【オプション】	ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた医療機関(被保険者)の営業継続費用	

(注1)サイバー攻撃のおそれが、次の①または②のいずれかによって保険期間中に発見され医療機関(被保険者)が認識した場合にかぎります。

①公的機関からの通報(サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付等を行なっている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)

②被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告(注2)

(注2)医療機関(被保険者)が導入しているセキュリティ監視のソフトウェア、サービス等からの通知を含み、当該サイバー攻撃のおそれを医療機関(被保険者)が認識した時以降に調査等を委託した会社からの報告を除きます。

3. この保険にお入りいただく方(加入対象者)と保険の対象者(被保険者)は・・・

富山県医師会会員、または富山県医師会会員が開設者または管理者である医療機関

※ただし、別途富山県医師会の団体医師賠償責任保険に加入いただいていることが条件となります。

4. サポート体制(損保ジャパンの関連会社等が提供する付帯サービス)

<1> 事故発生時のサービス(緊急時サポート総合サービス)

- ①調査・緊急対応支援機能 / ②緊急時広報支援機能 / ③コールセンター支援機能
- ④信頼回復支援機能 / ⑤GDPR対応支援機能 / ⑥コーディネーション機能



緊急時の各種サポート機能					
医療機関用団体サイバー保険にご加入の被保険者様からのご用命によりSOMPOLリスクマネジメントが必要な機能をご提供します。 また、これらの支援に要する費用は、損保ジャパンが医療機関用団体サイバー保険を通じてファイナンス機能をご提供します。					
調査・緊急対応支援機能	緊急時広報支援機能	コールセンター支援機能	信頼回復支援機能	GDPR対応支援機能	コーディネーション機能
<ul style="list-style-type: none"> ・事故判定 ・原因究明・影響範囲調査支援 ・被害拡大防止アドバイス など 	<ul style="list-style-type: none"> ・記者会見実施支援 ・報道発表資料のチェックや助言 ・新聞社告支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS炎上対策支援 (公式アカウント対応サポート) ・WEBモニタリング・緊急通知 ・コールセンターのロージック支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止策の実施状況について証明書を発行 ・格付機関として結果公表を支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・GDPR対応に要する対応方針決定支援 ・監督機関への通知対応支援 ・外部フォレンジック業者、協力弁護士事務所の紹介 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要となる各種サポート機能の調整 ・法令対応等について協力弁護士事務所を紹介 など

<2> サイバーリスクにおける事前対策サービス(一部有料)

- ①サイバーリスク簡易診断・プラスサービス
- ②情報漏えい事故対応力診断レポートサービス
- ③ISO27001(ISMS)認証取得コンサルティング【有料】
- ④情報セキュリティ事故に係る教育・訓練コンサルティング【有料】
- ⑤サイバー攻撃を想定したメール訓練・研修サービス【一部有料】

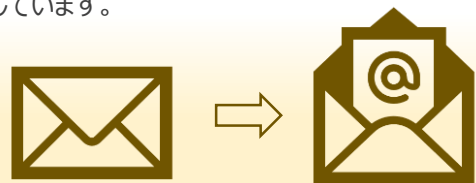
①サイバーリスク簡易診断・プラスサービス

サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。



⑤サイバー攻撃を想定した訓練・研修サービス

サイバーセキュリティ対応の実効性を確保・維持するために、①サイバー攻撃想定机上訓練、②サイバー攻撃想定実機訓練、③標準型攻撃メール対応訓練、④情報セキュリティ研修コースの4つのメニューを用意しています。



5. 保険金額の型と年間保険料

- * 下記表の保険料は参考保険料です。実際の保険料は病床数、定員数、告知内容等に基づいて別途算出いたします。
- * 保険金額とは、損害賠償の場合「1 損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を、喪失利益および営業継続費用の場合「総保険金額」を指します。
- * 1加入者毎に、保険期間中に下記①、②、③、④でお支払いする保険金の合計額は、①の保険金額を限度とします。

■ 診療所用

(オールリスクプラン、保険期間1年・一括払・団体割引20%・告知書割引10%・営業利益+経常費1億円の場合)

契約の型 (タイプ)	保険金額			1施設あたり 年間保険料
	①損害賠償	②事故対応 特別費用	③喪失利益 ④営業継続費用	
	自己負担額：なし		自己負担額：1事故につき30万円	
S1	1000万円	100万円	-	29,380円
S2	3000万円	300万円	-	37,430円
S3	5000万円	500万円	-	44,610円
S4	1億円	1000万円	-	55,880円
S5	2億円	2000万円	-	65,530円
T1	1000万円	100万円	500万円	145,830円
T2	3000万円	300万円	1500万円	211,580円
T3	5000万円	500万円	2500万円	265,360円
T4	1億円	1000万円	5000万円	372,880円
T5	2億円	2000万円	1億円	565,530円

■ 病院用

(オールリスクプラン、保険期間1年・一括払・団体割引20%・告知書割引なし・営業利益+経常費1億円の場合)

契約の型 (タイプ)	保険金額			病床数別 年間保険料		
	①損害賠償	②事故対応 特別費用	③喪失利益 ④営業継続費用	30床	50床	100床
	自己負担額：なし		自己負担額：1事故につき30万円			
S1	1000万円	100万円	-	41,000円	57,720円	76,220円
S2	3000万円	300万円	-	73,130円	102,960円	135,960円
S3	5000万円	500万円	-	101,490円	142,900円	188,700円
S4	1億円	1000万円	-	159,330円	224,330円	269,230円
S5	2億円	2000万円	-	218,280円	307,320円	405,820円
T1	1000万円	100万円	500万円	170,350円	187,070円	205,570円
T2	3000万円	300万円	1500万円	266,630円	296,460円	329,460円
T3	5000万円	500万円	2500万円	346,990円	388,400円	434,200円
T4	1億円	1000万円	5000万円	511,330円	576,330円	648,230円
T5	2億円	2000万円	1億円	774,280円	863,320円	961,820円

■ 介護老人保健施設用

(オールリスクプラン、保険期間1年・一括払・団体割引20%・告知書割引なし・営業利益+経常費1億円の場合)

契約の型 (タイプ)	保険金額			施設定員数別 年間保険料		
	①損害賠償	②事故対応 特別費用	③喪失利益 ④営業継続費用	30人	50人	100人
	自己負担額：なし		自己負担額：1事故につき30万円			
S1	1000万円	100万円	-	19,720円	27,770円	36,670円
S2	3000万円	300万円	-	38,780円	54,600円	72,100円
S3	5000万円	500万円	-	55,840円	78,620円	103,820円
S4	1億円	1000万円	-	89,080円	125,420円	165,620円
S5	2億円	2000万円	-	123,430円	173,780円	229,480円
T1	1000万円	100万円	500万円	149,070円	157,120円	166,020円
T2	3000万円	300万円	1500万円	232,280円	248,100円	265,600円
T3	5000万円	500万円	2500万円	301,340円	324,120円	349,320円
T4	1億円	1000万円	5000万円	441,080円	477,420円	517,620円
T5	2億円	2000万円	1億円	679,430円	729,780円	785,480円

※複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を同一証券でご加入の場合、年間保険料が上表と異なります。
 複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてのご加入をご希望の場合は富山県医師協同組合までお問い合わせください。

◆ 契約単位について

複数施設一括引受

同一の法人が複数の医療施設または介護老人保健施設を運営している場合には、1つの契約でまとめて引き受けることができます。保険金額はすべての対象施設で共有する保険金額となります。
(※施設ごとに引き受け、保険金額を設定することも可能です。)

◆ 保険料割引について

複数施設一括割引

複数の医療施設と介護老人保健施設をまとめて引き受ける場合、保険料が**5%割引**となります。

質問書兼告知書割引

(病院契約、
介護老人保健施設契約、
病院・介護老人保健施設を
含む複数施設一括契約)

所定の質問項目にご回答いただくことで、質問書兼告知書に基づく**セキュリティ割引が最大5.5%**適用されます。

◆ 契約型について

自由設計プラン

(病院・
介護老人保健施設契約)

保険料表に記載の契約型以外に、ご希望に合わせた保険金額や自己負担額を設定し補償することもできます。

【設定可能な保険金額】

①損害賠償	②事故対応 特別費用	【オプション】 ③喪失利益 ④営業継続費用
500万円	50万円	50万円
1,000万円	100万円	100万円
2,000万円	150万円	150万円
3,000万円	200万円	200万円
4,000万円	300万円	300万円
5,000万円	400万円	400万円
1億円	500万円	500万円
1.5億円	1,000万円	1,000万円
2億円	2,000万円	2,000万円
3億円	3,000万円	3,000万円
4億円	4,000万円	4,000万円
5億円	5,000万円	5,000万円
10億円	1億円	7,500万円
	1.5億円	
	2億円	
	3億円	
	4億円	
	5億円	
	10億円	

※①を超えて②,③,④を設定することはできません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項、制裁等に関する追加条項、使用人法令違反補償追加条項、医療機関用追加条項、利益・営業継続費用補償追加条項(オプション)をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人富山県医師会
- 保険期間：2024年2月20日午後4時から1年間となります。
- 募集締切日：2024年1月12日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者・被保険者：富山県医師会会員、または富山県医師会会員が開設者または管理者である医療機関
ただし、別途富山県医師会の団体医師賠償責任保険に加入いただいていることが条件となります。
 - ご加入の単位：施設単位（病院、診療所など）でのご加入となります。ただし、同一の法人が複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を運営している場合には、同一証券にて複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のご加入が可能です。
※複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を同一証券でのご加入の場合、保険金額はすべての対象施設で共有する保険金額となります。医療施設単位または介護医療院・介護老人保健施設単位ごとにそれぞれ保険金額をご希望の場合は、施設単位でのご加入ください。
※同一法人で複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を開設し、複数施設間で電子カルテ等を用いて個人情報等を共同利用している場合、一部の複数医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のみご加入し事故が発生した場合にお支払いができないケースがございますので、全ての医療施設または介護医療院・介護老人保健施設でのご加入ください。
※医療法人において、本部機能または管理部門機能として法人全体の運営管理の補佐・統括を行っており、医療施設外に法人本部事務局が存在する場合、ならびに、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っており、医療施設外に施設または事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている法人本部事務局、施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます。（追加保険料は不要）
なお、上記付帯業務を施設内で行っている場合は申告の必要はありません。
- お支払方法：富山県医師信用組合または北陸銀行の届出口座から年間保険料を一括で振替いたします。なお、書面による変更・中止のお申し出のない限り、指定口座より振替のうえ、自動継続契約更新させていただきます。
口座振替を利用せず保険料のお振込みを希望される場合は、2024年3月19日(火)までに入金となるように、下記振込先までお振込みください。

【振込先】 富山県医師信用組合 本店 普通 0030500 口座名義:トクケンイシキョウダクマイ シュリノセツヨク

※送金手数料は差し引かずにお振込みください。また、保険料の収納は、富山県医師協同組合が行います。

- お手続き方法：「加入申込書兼依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、取扱代理店の富山県医師協同組合までご送付ください。
加入申込書兼依頼書の記載内容(被保険者名、住所等)に誤りがないようご注意ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、随時受付をしています。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日までに富山県医師協同組合までお支払いください。保険期間は中途加入の保険期間開始日から2024年2月20日午後4時までとなります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の富山県医師協同組合までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。



保 険 金 を お 支 払 い で き な い 主 な 場 合

【損害賠償部分】

- ① 直接であると間接であるを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
 - イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請
- ② 直接であると間接であるを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- ③ 直接であると間接であるを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償請求
- ④ 直接であると間接であるを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- ⑤ 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑥ 記名被保険者の使用人等が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
ただし、記名被保険者の使用人等が行った行為について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑦ 記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。
ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑧ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑨ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
- ⑩ 他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれに起因して提起された損害賠償請求を除きます。
- ⑪ 特許権、意匠権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権または商標権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑫ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑬ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑭ 記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
- ⑮ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑯ 株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求
- ⑰ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求
- ⑱ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引に起因する損害賠償請求 など

【事故に関する各種対応費用部分】

- ① 【損害賠償部分】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ② 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 記名被保険者の役員に関する個人情報漏えいまたはそのおそれ
- ④ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用 など

【利益損害・営業継続費用部分】

- ① 【損害賠償部分】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ② 被保険者の構外にある他人に貸与されている被保険者システムの損害または損壊
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害
- ④ 保険契約者または被保険者の法令違反
- ⑤ 労働争議
- ⑥ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑦ 被保険者システムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- ⑧ 被保険者システムの操作者または監督者等の不在
- ⑨ 脅迫行為
- ⑩ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ⑪ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ⑫ 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任の負担
- ⑬ 被保険者が新たなソフトウェアを使用または改定したソフトウェアを使用した場合における次のアまたはイに掲げる営業阻害事故
 - ア. 通常要するテストを実施していないソフトウェアの瑕疵(かし)によって生じた営業阻害事故
 - イ. ソフトウェアの瑕疵(かし)によって、そのソフトウェアのテスト期間内、試用期間内、または正式使用後10日以内に生じた営業阻害事故
- ⑭ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為 など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

■ 加入申込書兼依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

■ 記名被保険者
■ 業務内容
■ 損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
■ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数値を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■ 加入申込書および付属書類の記載事項の変更
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(※) 加入申込書兼依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。

■ ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は全世界となります。
- 保険料算出の基礎となる病床数、施設定員数等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※) 加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について

営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

- なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

① 保険期間が1年以内のご契約
② 営業または事業のためのご契約
③ 法人または社団・財団等が締結したご契約
④ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

- 個人情報の取扱いについて

○ 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○ 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
 - 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
 - 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
3	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
4	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
5	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



問い合わせ先(保険会社等の連絡・相談・苦情窓口)

事故受付	事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店、損保ジャパンまたは下記事故サポートセンターまでご連絡ください。 事故サポートセンター 0120-727-110 受付時間：24時間 365日 受付時間：平日 午後5時～翌日午前9時 土日祝日 24時間(12月31日～1月3日を含みます。) ※ 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。		
指定紛争 解決機関	損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と 手続実施基本契約を締結しています。 損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 <窓口> 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料> 受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)		
取扱代理店	富山県医師協同組合	富山市黒崎33	076-429-7185 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで
引受 保険会社	損害保険ジャパン株式会社 富山支店法人支社	富山市本町3-21	076-444-5005 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただくと有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン(【連絡先】https://www.sompo-japan.co.jp/contact/)までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。